

施設経営情報

社会福祉法人 富山県社会福祉協議会
 社会福祉施設経営相談室
 TEL 076 (432) 6219
 FAX 076 (432) 6532

平成 31 年 2 月 20 日 No.137

年次有給休暇の時季指定が義務付けられます

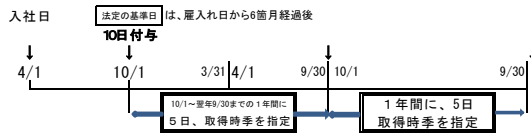
平成 31 年 4 月以降、年次有給休暇が 10 日以上付与されている労働者に対しては、年次有給休暇のうち年 5 日は、使用者が時季を指定して取得させることが必要になります。

年次有給休暇の付与(例)

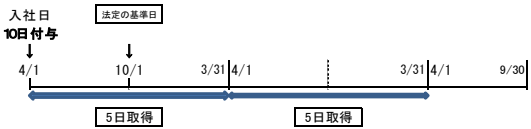
使用者が労働者に、取得時季の意見聴取し、意見を尊重し使用者が、取得時季を指定します。

【付与日】年次有給休暇の時季指定義務(平成31年4月1日以降)

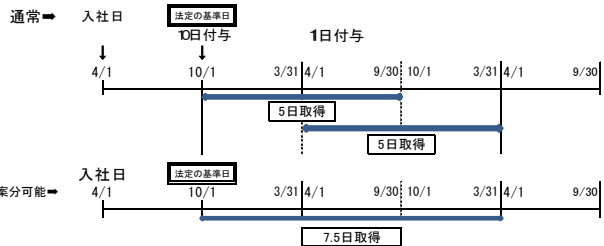
原則 → 雇入れ日から6箇月経過後の、10/1～翌年9/30までに5日、取得時季を指定します。



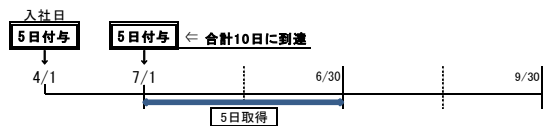
(例 -1) 法定の基準日より前に10日以上を、付与する場合は、使用者は付与した日から、使用者は付与した日から、1年以内に、5日を指定して取得させる必要があります。



(例 -2) 入社年と翌年で、付与日が異なるため、重複が生じる場合は、重複が生じる期間を案分比例した日数を、取得させることも認められます。



(例 -3) 10日の一部を分割し、法定の基準日より前に付与し、労働者が自ら取得の場合 → 付与日が10日に達した日から1年間に5日を指定し取得させることが必要。
 → 労働者自ら4/1～6/30までに年休取得の場合、取得日数を5日から控除が可能。



(注) 左記図「年次有給休暇の付与(例)の拡大版を3頁に掲載。

【詳細については、お近くの労働基準監督署にお問い合わせください。】

社会福祉施設経営相談の利用状況

平成 30 年 12 月～平成 31 年 1 月

累計は 31 年度 1 月 31 日までの件数

区分	種別	12	1	累計	区分	種別	12	1	累計	区分	種別	12	1	累計
相談項目	施設経営	5	1	11	利用施設	社会福祉協議会	2		3	相談の手段	文書	9	5	43
	施設利用者処遇	1	2	5		児童福祉施設	2		8		電話	1		1
	職員待遇	1		18		老人福祉施設	5	2	23		来所			1
	会計・税務	6	2	25		障がい者施設	4	1	22		訪問			
	安全・衛生			1		その他					集団(グループ)	3		15
	その他					その他		2	4		その他			
	合計	13	5	60		合計	13	5	60		合計	13	5	60

リース会計について (2)

Q

リース会計適用により、資産計上されたリース資産の減価償却はどのように行えばいいのでしょうか。

(1) リース資産の減価償却

リース取引を「通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理」によって行くと、リース取得資産は「有形リース資産」、「無形リース資産」若しくはそれぞれの属する各固定資産科目に計上されることとなります。そのため、そのように資産計上されたリース取得資産をどのように減価償却すべきかが問題となります。

これについては、ファイナンス・リース取引をさらに「所有権移転ファイナンス・リース」と「所有権移転外ファイナンス・リース」に区分した上で原則として、次のように取り扱われます。

- ①所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産 … 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法による。
- ②所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 … リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする方法による。

(2) 注記の記載

上記の減価償却については、次の通り注記においても、その処理方法を明示する必要があります。

<重要な会計方針>

固定資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産（リース資産を除く）… 定額法
- ・無形固定資産（リース資産を除く）… 定額法

・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっている。

Q

平成31年4月からの「年次有給休暇の時季指定義務」の内容を教えてください。

労働基準法第39条第5項で、「使用者は、有給休暇を労働者の請求する時季に与えなければならない。請求された時季に事業の正常な運営を妨げるときは他の時季に与えることができる。」と記載されています。

また、同法第39条第6項では、「使用者は、過半数で組織する労働組合、労働組合がない場合は労働者の過半数を代表するものと書面による協定により、有給休暇を与える時季を定めれば、5日を超える部分については、第5項の規定にかかわらずその定めにより与えることができる。」となっています。

Q

計画的付与において、指定をした日に指定された労働者を就労させる必要が生じた場合、使用者は時季変更権を行使することができますか。

通達では、計画的付与の場合は、同条第5項で規定する労働者の時季変更権及び使用者の時季変更権は、どちらも行使できない(昭和63.3.14基発150号、平成22.5.18基発0518第1号)、となっています。5日を超える日数に限りませので、5日間は、労働者が自由に使うために残しておくことが必要です。

A



うごき

- ・3月8日(金)
- ・3月8日(金)
- ・3月19日(火)
- ・3月26日(火)
- ・4月26日(金)

- 県老人福祉施設協議会総会
- 県デイサービスセンター協議会総会
- 県社会福祉法人経営者協議会理事会
- 県社会福祉法人経営青年会幹事会・総会
- 元気とやま福祉・介護職員合同入職式2019

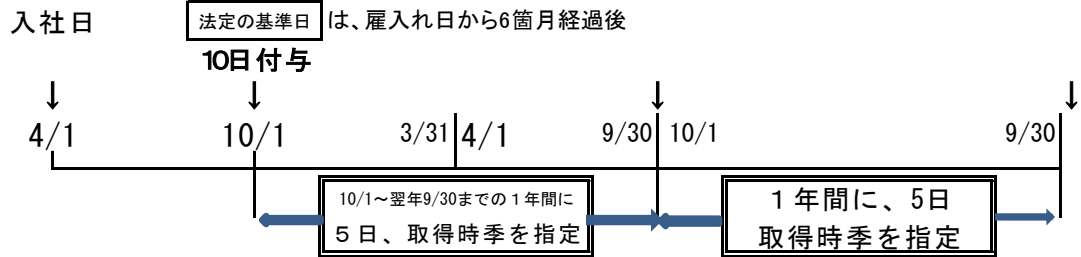
- サンシップとやま
- サンシップとやま
- サンシップとやま
- サンシップとやま
- 富山県民会館

年次有給休暇の付与(例)

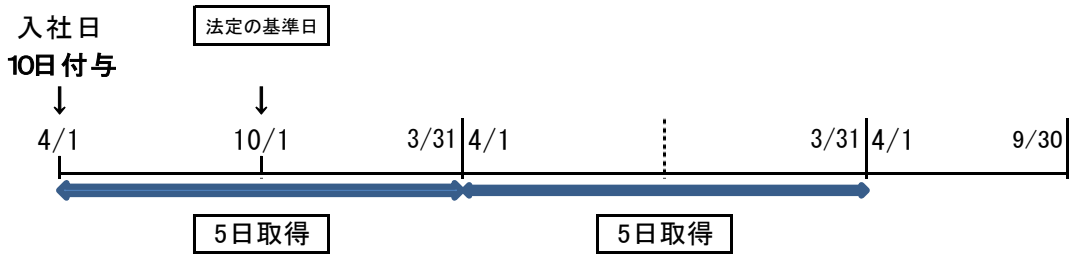
使用者が労働者に、取得時季の意見聴取し、意見を尊重し使用者が、取得時季を指定します。

《付与日》 年次有給休暇の時期指定義務(平成31年4月1日以降)

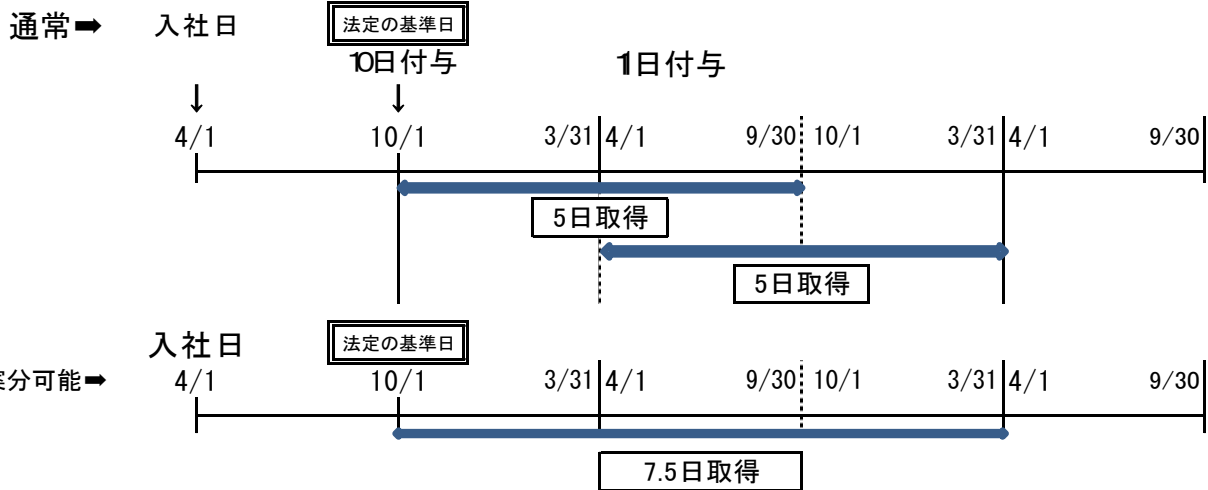
原則 ⇒ 雇入れ日から6箇月経過後の、10/1～翌年9/30までに5日、取得時季を指定します。



(例-1) 法定の基準日より前に10日以上を、付与する場合は、使用者は付与した日から、使用者は付与した日から、1年以内に、5日を指定して取得させることが必要です。



(例-2) 入社年と翌年で、付与日が異なるため、重複が生じる場合は、重複が生じる期間を案分比例した日数を、取得させることも認められます。



(例-3) 10日の一部を分割し、法定の基準日より前に付与し、労働者が自ら取得の場合
 →付与日が10日に達した日から1年間に5日を指定し取得させることが必要。
 →労働者自ら4/1～6/30までに年休取得の場合、取得日数を5日から控除が可能。

